

令和5年神審第22号

裁 決

モーターボートA定置網損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和5年1月6日18時10分

和歌山県下田原漁港東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 19トン

登録長 13.77メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 2,000キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体やや前方に操舵区画、同区画下方に船室を設け、操舵区画前部左舷側に魚群探知機を、同中央に舵輪、レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ装備した2機2軸のFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人2人を同乗させ、いずれも救命胴衣を着用し、回航の目的で、船首1.5メートル船尾1.8メートルの喫水をもって、令和5年1月6日06時00分京浜港横浜区を発し、和歌山県串本港に寄港して給油する予定で、熊本県上天草市のマリナーに向かった。

ところで、串本港東方にあたる下田原漁港の東方沖合には、平成30年9月1日から令和5年8月31日までの間、和歌山県知事から受けた定置漁業免許状に基づく免許番号和定第11号の漁場区域（以下「第11号区域」という。）が、下田原港南防波堤灯台から078.5度（真方位、以下同じ。）1,320メートル、068度1,760メートル、090度1.31海里及び101度1.15海里的各地点を順次結んだ線によって囲まれた範囲に設定され、同区域には毎年10月20日から翌年7月31日までの間、ぶり定置網（以下「定置網」という。）が敷設され、海上保安庁が提供している沿岸域情報提供システムの定置網情報（以下「定置網情報」という。）によって第11号区域が周知されるとともに同区域の範囲、定置網の存在及び同網の敷設期間等が示されていた。

また、第11号区域の東端から南端にかけての3か所、北端付近の1か所には、黄色で毎4秒に1回閃光を発する光達距離5.0キロメートルの簡易標識灯がそれぞれ設置されていた。

発航に先立ち、a受審人は、これまでに2回串本港南方沖合を西行したことがあったものの、同港に入港したことはなく、第11号区域

の存在を承知していなかったが、過去2回の航行で定置網等の障害物を見掛けなかったことから、串本港に向かう自船の航行予定海域には、定置網等の障害物はないものと思ひ、定置網情報を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a 受審人は、定置網が表示されないGPSプロッターを作動させ、同乗者2人が操舵区画、船室でそれぞれ休息する中、舵輪後方の操縦席に座って操船に当たり、和歌山県浦神港南東方沖合を西行し、18時05分下田原港南防波堤灯台から077度3.24海里の地点で、針路を248度に定め、24.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、18時07分下田原港南防波堤灯台から080度2.44海里の地点に達したとき、正船首1.18海里のところにも第11号区域が存在し、その後同区域に向首する状況となったものの、このことに気付かないまま続航し、18時10分僅か前左舷船首方に簡易標識灯の黄光を認め、急いで機関を中立運転としたが、効なく、18時10分下田原港南防波堤灯台から091.5度1.29海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、第11号区域に敷設された定置網に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力3の西北西風が吹き、潮候は下げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

その結果、Aは、船首部船底外板に擦過傷を生じ、定置網は、ロープに破損等を生じたが、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件定置網損傷は、京浜港横浜区を発航するにあたり、水路調査が不十分で、夜間、下田原漁港東方沖合において、第11号区域に向首進行

したことによって発生したものである。

a 受審人は、串本港に寄港する予定で京浜港横浜区を発航する場合、第11号区域の存在を承知していなかったのだから、定置網情報を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、串本港に向かう自船の航行予定海域には、定置網等の障害物はないものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、夜間、下田原漁港東方沖合において、第11号区域に向首進行して同区域に敷設された定置網に乗り入れる事態を招き、船体及び定置網それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年1月23日

神戸地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広